

平成27年度

## 埼玉県立松伏高等学校 いじめの防止基本方針

### はじめに

埼玉県立松伏高等学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、「いじめはどの学校にも、どの生徒にも、起こり得る」との認識のもと、すべての生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために「松伏高等学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

### 1 いじめの未然防止のための取組

本校は、全職員が「いじめは絶対に許さない」という信念のもと、以下の取組を計画的に実施し、併せて評価・改善を行っていく。

- (1) 生徒と教職員の相互理解に基づく人間関係づくりを通して安心安全な学校をつくる。
  - ア あいさつの励行
  - イ 個人面談・教育相談の活用
  - ウ 部活動の推進
- (2) 基礎学力の定着を通して自己実現を図る。
  - ア 「わかる授業」「伸ばす授業」の実践
  - イ 授業改善の推進
  - ウ 職員研修会の実施
- (3) 基本的な生活習慣の確立を通して規律ある学校生活を確保する。
  - ア 整容指導の徹底
  - イ 遅刻指導の徹底
  - ウ 交通安全指導の徹底
- (4) 総合的な学習の時間やLHR、学校行事を通していじめの撲滅を図る。
  - ア 人権教育の推進
  - イ 道徳教育の推進
  - ウ 体験活動の推進

### 2 いじめの早期発見への取組

本校は、全職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状や情報を共有し、速やかに対応するため、以下の取組を実践する。

- (1) 毎学期に1回（7月、12月、2月）生徒対象のいじめアンケートを実施する。
- (2) 保護者面談（5月）や個人面談（随時）を活用し、いじめに関する情報を収集する。
- (3) 登下校指導や昼休み巡回、清掃指導などを通じて、生徒の様子を観察する。（毎日）

### 3 いじめの早期解決への取組

本校では、「いじめは絶対に許さない」という信念のもと、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置により、生徒・保護者がいじめに係わる相談ができるような相談体制を確立する。
- (2) いじめ問題を発見した時は、家庭との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止に活かす。
- (3) いじめ問題対策委員会が中心となり、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (4) 本校では、本校職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。
- (5) 本校では、いじめ防止対策推進法第23条2に基づき、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。

### 4 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校では、いじめ問題対策委員会を設置する。

#### 【構成員】

この委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭とする。個々の事案により、学級担任や部活動の顧問、特別支援教育コーディネーター等を加えることができる。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

#### 【活動内容】

- ・取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時の対応を組織的に実施する。
- ・いじめの相談、通報の窓口、情報の収集や記録を行う。

#### 【開催】

- ・年3回の定例会を開催するほか、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

### 5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

本校では、この「重大事態」について全職員が理解し、重大事態が発生した場合、調査で得た情報は、生徒及びその保護者に提供する。さらに、埼玉県教育委員会に報告する。

調査にあたっては、公平性・中立性確保の観点からいじめ問題対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者の参加を図る。

また、必要に応じて、県教育委員会と連携し、県の問題調査審議会の委員等の派遣を要請する。

## 6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、『ネット上のいじめ』という「新しい形のいじめ問題」が深刻化してきているという認識の下、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- (1) ネット問題について、生徒向け講演会の実施や「ネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図る。
- (2) 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。

## 7 年間行事計画

	1 学年	2 学年	3 学年
4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新入生に対するいじめ防止教育（生徒指導部）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ防止教育（学年・生徒指導部）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定</li> <li>・ 「平成 27 年度学校基本方針」の策定（企画委員会）</li> </ul>		
5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分自身に関わることとして「彩の国の道徳」を活用した時間（学年・生徒指導部）</li> <li>・ 学校評議員会において基本方針の協議（企画委員会）</li> <li>・ 第 1 回生徒対象いじめアンケート調査（いじめ問題対策委員会）</li> </ul>		
6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業改善に関わる研究授業</li> </ul>		
7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「青少年のネットモラル啓発DVD」によるネットいじめ防止及びネット利用啓発（生徒指導部）</li> <li>・ 「学校いじめ防止基本方針」1 学期評価・改善検討</li> <li>・ 他人とのかかわりに関することとして「彩の国の道徳」を活用した時間（学年・生徒指導部）</li> </ul>		
9 月			
10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然等とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間（学年・生徒指導部）</li> <li>・ 第 2 回生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査（いじめ問題対策委員会）</li> </ul>		
11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒会によるいじめ撲滅取組発表会（いじめ撲滅強調月間の取組）</li> </ul>		
12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校いじめ防止基本方針」2 学期評価・改善検討</li> <li>・ 集団・社会とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間（学年・生徒指導部）</li> </ul>		
1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 回生徒対象いじめアンケート調査（いじめ問題対策委員会）</li> </ul>		
2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校評議員会において基本方針の協議（企画委員会）</li> <li>・ 「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表</li> <li>・ 人間としての在り方生き方とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間（学年・生徒指導部）</li> </ul>		
3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ問題対策委員会）</li> <li>・ 今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（企画委員会）</li> </ul>		